

自殺対策計画の策定について

- 1 義務化（自殺対策基本法 平成 28 年 4 月改定）

第 13 条 2 「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市長村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」
- 2 留意点（市町村自殺対策計画策定の手引より）
 - ・地域自殺対策計画を策定する際は、当該地域の健康増進計画や地域福祉支援計画など他の計画と調和を図る。
 - ・人口規模が小さい市町村等は、近隣の市町村と共同して広域的な地域自殺対策計画を策定することも可能
 - ・地域自殺対策計画は、例えば地域福祉計画又は地域福祉支援計画等の他の計画の一部として策定することも可能。必ずしも単独の計画として策定する必要はない。
 - ・地域自殺対策計画が自殺対策の P D C A サイクルを回すために必要な要件を満たしていること、つまり「検証可能な計画」になっていること。
- 3 健康増進・食育推進計画策定との時系列比較

平成 28 年	4 月	自殺対策基本法改定
平成 29 年	7 月 25 日	自殺総合対策大綱閣議決定
	11 月 8 日	健康増進・食育推進計画策定委員会
	14 日	健康増進・食育推進計画策定本部会議幹事会
	20 日	健康増進・食育推進計画策定本部会議
	24 日	県より自殺対策計画のパブコメ予定の通知
	12 月 5 日	民生文教常任委員会
	5 日	県より 11 月に市町村自殺対策計画策定の手引が発表されたと通知
	7 日	民生文教常任委員会（予備日）
	26 日	兵庫県自殺対策計画パブコメ開始
	26 日	県より計画の考え方についての説明会
平成 30 年	2 月 1 日	健康増進・食育推進計画策定委員会
	2 日	健康増進・食育推進計画策定本部会議幹事会
	9 日	健康増進・食育推進計画策定本部会議

資料3

4 各市の状況

西宮市：新にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画の一部に盛り込む

尼崎市：健康増進計画の中に盛り込む

伊丹市：健康づくり計画がH28～H32のため、来年度単独で策定

宝塚市：障害福祉課が担当、来年度単独で策定予定

川西市：福祉政策課が担当、地域福祉計画に入れる予定だったが、ガイドラインの発表が遅かったため、来年度単独で作成予定

三田市：第2次健康さんだ21計画の一部に策定

5 健康増進・食育推進計画に追加する内容

第1章「計画の策定にあたって」

(4) 芦屋市の健康づくり・食育の推進に向けて

(変更前) 本計画は、第2次計画の進捗状況の評価を行いつつ、「母子保健計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」を一体的な計画として・・・

(変更後) 本計画は、第2次計画の進捗状況の評価を行いつつ、「母子保健計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」、また「市町村自殺対策計画」を含んだ一体的な計画として・・・

第6章「健康増進計画」

(3) こころの健康

目標値追加

⑤芦屋市自殺者数	12人	0人
----------	-----	----

「参考資料」

目標値追加

⑤芦屋市自殺者数	12人	0人
----------	-----	----